

水道メーター検針期間と料金の請求方法が変わります②

○外部委託で変更となる点について、3月号までの3回に分けてお知らせします。

4月から、次の点が変更となります。

- ①町内を奇数月検針と偶数月検針の2地区に分け、それぞれの月の1日から10日までに水道メーター検針を実施します。
- ②水道料金と下水道使用料を「上下水道料金」として一括して請求します。
- ③料金の納付書納期限および口座振替日が、検針月の翌月20日となります。

偶数月検針地区（大島・久賀地区）

	検針期間	納期限
2月		10・11月分下水料金 2月末納期限
3月	2・3月分検針 (3/20～末日)	12・1月分水道料金 3月末納期限
4月	4月分検針 (4/20～末日)	12・1月分下水料金 4月末納期限
5月		2・3月分上下水道料金 5/20納期限
6月	5・6月分検針 (6/1～6/10)	4月分上下水道料金 6/20納期限
7月		5・6月分上下水道料金 7/20納期限
8月	7・8月分検針 (8/1～8/10)	
9月		以降、検針の翌月20日 納期限
10月	以降、偶数月の 1～10日に検針	

奇数月検針地区（東和・橘地区）

	検針期間	納期限
2月		10・11月分下水料金 2月末納期限
3月	2・3月分検針 (3/20～末日)	12・1月分水道料金 3月末納期限
4月		12・1月分下水料金 4月末納期限
5月	4・5月分検針 (5/1～5/10)	2・3月分上下水道料金 5/20納期限
6月		4・5月分上下水道料金 6/20納期限
7月	6・7月分検針 (7/1～7/10)	
8月		6・7月分上下水道料金 8/20納期限
9月	以降、奇数月の 1～10日に検針	
10月		以降、検針の翌月20日 納期限

※ 令和2年度当初は、これまでのスケジュールとの調整のため、検針および請求が変則的になります。

※ 検針票下段の「口座振替済のお知らせ」が表示できない場合があります。

※ 従来の口座振替不能通知書は送付せず、督促状と納付書を送付します。

■問い合わせ 水道課 ☎0820(79)1011
下水道課 ☎0820(79)1014

